

1	開催日時	9 月 28 日(水)		13:10 ~ 13:40	6				
2	開催場所	Skype開催				産	成松産業医		
3	委員	委員長	■ 佐藤委員長			業	新型コロナウイルスワクチン接種について、4回目の職域接種は実施しません。各地域の接種会場にて接種ください。		
		産業医	■ 成松産業医						
		衛生管理者	■ 森本委員						
		使用者代表	■ 成松産業医 ■ 森本委員 ■ 久木野委員 ■ 高橋保健師(オブザーバー)						
		労働者代表	■ 桶田委員 ■ 山崎委員 ■ 名越委員						
4	(1)労災・交災状況 (福岡オフィス) (2) 時間外状況			最高	単位:h	前月比	対象数 112 人 ※パート除く	7 その 他の 報 告	<p>労働災害「0」、通勤災害「0」、残業時間+休日労働時間は「36時間」であった。</p> <p>時間外最高時間の部署については、残業時間は設備技術部の方です。休日労働の最高時間は水処理・ガス課(水処理)方です。</p> <p>残業+休日労働の最高時間の方は設備技術部の方で残業時間が最高の方と同じです。</p> <p>定修作業が終了して、残業時間と休日労働が減少しました。</p> <p>残業時間+休日労働時間別30時間以上の人数 36時間1名。32時間から34時間4人です。</p> <p>残業+休日労働の30時間以上の職場は設備技術部1名、MEC2名、水処理・ガス課(水処理)2名でした。</p>
				残業時間	36.51	-9.50			
				休日労働時間	31.34	0.00			
				残業+休日労働	36.51	-19.09			
				平均					
				残業時間	5.25	-0.76			
				休日労働時間	1.30	-0.11			
				残業+休日労働	6.54	-0.87			
				8月	累計				
		労	休業	0	0				
災	不休業	0	0						
	計	0	0						
交	加害	0	0						
災	自損	0	0						
	被害	0	0						
	計	0	0						
5	● 実績 ○ 予定					8			
活 動 状 況	①労災・交災状況確認の実施(上記4参照)					委員 長 挨拶	<p>今回、秋の交通安全運動と全国労働衛生週間の取り組みを説明しました。交通規則を守り交通事故にあわない、おこさないようにお願いします。またテレワーク時には適切な仕事環境を作ってください。朝は涼しくなりました。新型コロナに加えてインフルエンザの流行の時期に入ります。体調管理を行い罹患しないようにしましょう。</p>		
	②時間外状況確認の実施(上記4参照)								
						次 回	2022年10月26日(水)13:10~13:40		
							場所 : 要調整		

佐藤委員長 

成松産業医 

森本委員 

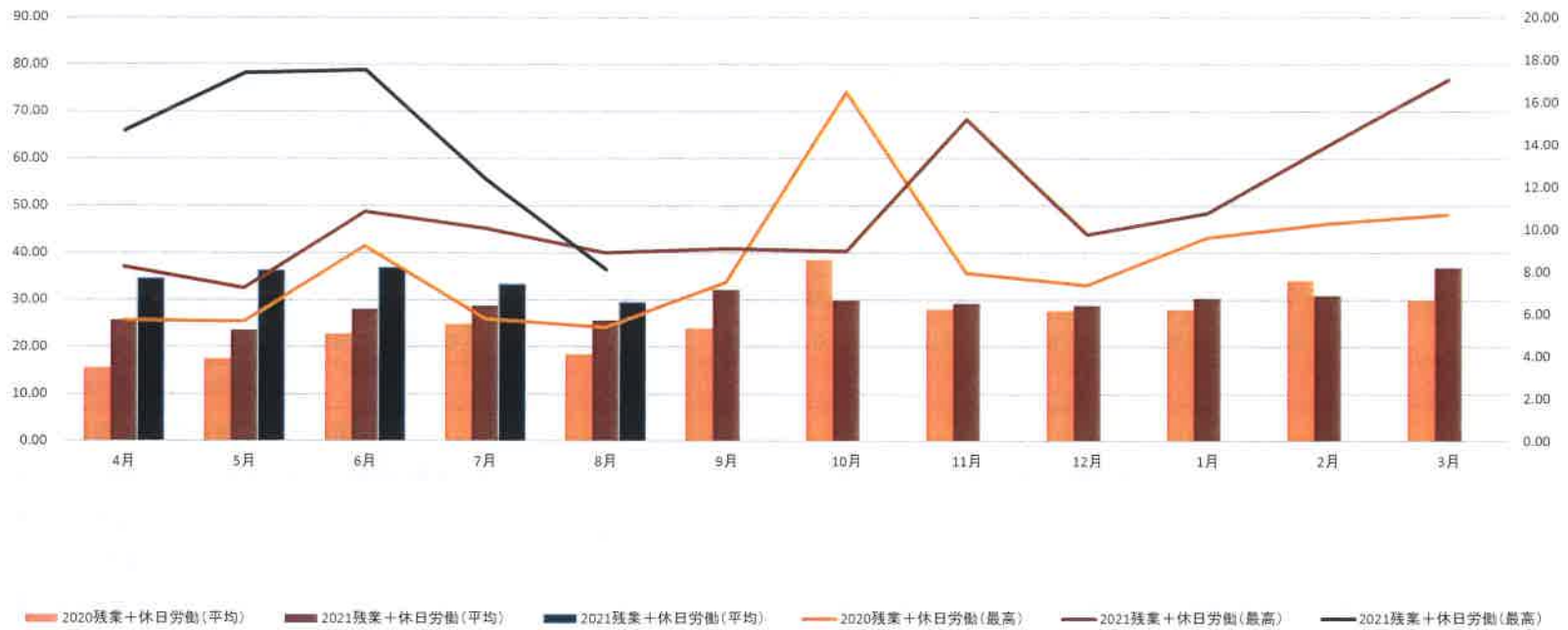
久木野委員 

桶田委員 

山崎委員 

名越委員 

前年比較（残業+休日労働時間数）



みんなの
合言葉!

横断歩道では 必ず安全確認!



~事故にあわない、
おこさない~

秋の全国交通安全運動

9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です
令和4年9月21日(水)~9月30日(金)



内閣府



9月30日(金)は

「交通事故死ゼロを目指す日」です



子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保



歩行者も交通ルールを守ろう!
反射材を活用しよう!
歩行者が横断中の交通事故が多発しています。交差点では信号を守るとともに、横断歩道でも走行車両がないことを確認してから渡りましょう。また、反射材も活用しましょう。

「ゾーン30プラス」を整備しています
最高速度30キロの区域規制とスムーズ横断歩道等の適切なおおきかけにより、人優先の安全・安心な通行空間を創出しています。地域・家庭で、日頃から通学路等の安全を確認しましょう。



子供から高齢者まで、
みんなで交通ルールを守って
交通事故をゼロにしよう!

夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶



夕暮れ時は歩行者が優先です!
夕暮れ時は歩行者が優先です。横断歩道は歩行者優先で、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。また、夜になると日没時間が早まります。夕暮れ時は、早めのライト点灯を心掛けましょう。

お酒を飲んだら運転しない、させない!
飲酒運転は、極めて危険・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い気持ちを持ちましょう。また、歩行者や他の車両に対する「思いやり、ゆとり思い」の気持ちを育んだ運転を心掛けましょう。



自転車の交通ルール遵守の徹底



大人も子供もヘルメット着用!
自転車ヘルメット着用率の向上は、着用時と比べて高くなります。自転車に乗る時、大人も子供もヘルメットを必ず着用しましょう。

自転車にも交通ルールがあります
~自転車安全利用五則~
1. 酒気帯び、薬物が原因で歩道以外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄り歩行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用



秋の全国交通安全運動
令和4年9月21日(水)~30日(金)
内閣府

んがでわかる

安全衛生と 労災防止の基本



日本語
にほんご



通勤

通勤時にも危険はあるよ。

みんなで交通ルールを守って事故を減らそう。

1 横断歩道がない場所は渡らない。

2 信号を守る。

3 移動中は携帯電話を使用しない。

4 交差点は飛び出さない。

治療中、働けなくなると生活に困るな。

怪我をしたら家族が悲しむわ。

場合によっては、後遺症が残ることもあるし...

交通ルールを守るとは自分の身体を守ることだと覚えておこう！

事業者の皆さまへ

第73回 全国労働衛生週間

2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金）【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行います

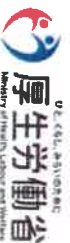
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

- <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatataikaiku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナウイルス対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」*に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



*増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

- https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

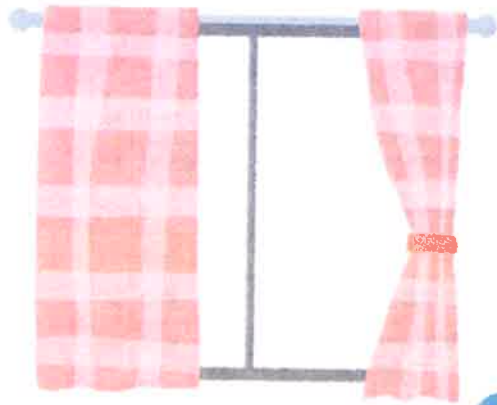
- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

部屋

- ・作業等を行うのに十分な空間が確保されているか (参考:事務所則第2条) 設備の占める容積を除き、10m³以上の空間とする
- ・転倒することがないように整理整頓されているか

窓

- ・空気の入れ換えを行うこと
(窓の開閉や換気設備の活用)
- ・ディスプレイに太陽光が入射する場合は、窓にブラインドやカーテンを設けること
(参考:事務所則第3条、情報機器作業ガイドライン)



机、椅子、PC

- ・目、肩、腕、腰に負担がかからないよう、机、椅子や、ディスプレイ、キーボード、マウス等を適切に配置し、無理のない姿勢で作業を行うこと

(参考:情報機器作業ガイドライン)

照明

- ・作業に支障がない十分な明るさにすること
(参考:事務所則第10条、情報機器作業ガイドライン)
机上は照度300ルクス以上とする



室温 湿度

- ・冷房、暖房、通風などを利用し、作業に適した温度、湿度となるよう、調整をすること

(参考:事務所則第5条、情報機器作業ガイドライン)
室温17℃~28℃
相対湿度40%~70%
を目安とする

「机」、「椅子」、「PC」については、無理のない姿勢で作業を行うために、情報機器作業ガイドラインで以下のとおり示しています。

机

- ・必要なものが配置できる広さがある
- ・作業中に脚が窮屈でない空間がある
- ・体型に合った高さである、
又は高さの調整ができる

椅子

- ・安定していて、簡単に移動できる
- ・座面の高さを調整できる
- ・傾きを調整できる背もたれがある
- ・肘掛けがある

PC

- ・輝度やコントラストが調整できる
- ・キーボードとディスプレイは分離して位置を調整できる
- ・操作しやすいマウスを使う

(※)

ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること

※ 事務所則:事務所衛生基準規則

情報機器作業ガイドライン:情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン

